

## ○伊勢市地域自立支援協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢市地域自立支援協議会設置要綱(平成20年7月1日施行)に基づき設置された伊勢市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営の委託)

第2条 市長は、協議会の運営について、適当であると認める社会福祉法人に対し、その一部又は全部を委託することができる。

(構成)

第3条 協議会は、運営会議及びサービス部門会議を設置し、また、特定の事項を調査及び検討するため課題別検討チームを設置することができる。

(運営会議)

第4条 運営会議は、会長が任命した者で構成し、個別ケース会議等から送致された課題の協議、課題別検討チーム等の進行管理等を行う。

2 運営会議は課題の協議状況等に応じ事務局が招集する。

(サービス部門会議)

第5条 サービス部門会議は、福祉サービス事業所の担当者等で構成し、サービス上の課題について協議を行う。

2 サービス部門会議は会長が招集する。

(課題別検討チーム)

第6条 課題別検討チームは、会長が任命した者で構成し、運営会議から送致された部門別課題の協議等を行う。

2 各チームに代表者及び副代表者各1名を置き、チームの中から互選によりこれを定める。

3 代表者は、会務を総理し、チームを代表する。

4 副代表者は代表者を補佐し、代表者に事故があるときはその職務を代行する。

5 課題別検討チームの会議は代表者が招集する。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、その職務を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、伊勢市健康福祉部障がい福祉課に置く。

2 協議会の庶務は、運営を委託した社会福祉法人に行わせることができる。

(補則)

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

2 この要領の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、事務局長が招集する。

附 則 (平成23年8月18日)

この要領は、平成23年8月18日より施行する。